

令和8年度 第1回文京区地域福祉推進協議会障害者部会 議事録

日時 令和8年5月7日（木）午後1時30分から午後3時34分まで

場所 文京シビックセンター5階 区民会議室5C

<会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 新たな地域福祉保健計画の策定について

【資料第1-1号、1-2号】

(2) 新たな障害者・児計画の策定について

【資料第2-1号～2-3号】

(3) 文京区の障害者・障害児の現状について

【資料第3号】

3 その他

<地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 会長、平井 基之 委員、内藤 マリ子 委員、山口 恵子 委員、武長 信亮 委員、
泉田 信行 委員、松岡 繁 委員、林 怜美 委員、住友 孝子 委員、大井手 昭次郎 委員、
紺野 ひでこ 委員、山崎 裕子 委員、若狭 佑子委員、向井 崇 委員、皆川 譲 委員

欠席者

平井 芙美 委員、市川 敦 委員

<事務局>

出席者

野苅家幼児保育課長、野上保健対策担当課長、山岸教育指導課長、木内教育センター所長、
永尾障害福祉課長

欠席者

なし

<傍聴者>

0名

障害福祉課長：時間になりましたので、令和8年度第1回文京区地域福祉推進協議会障害者部会のほうを開会いたします。

私は、事務局の障害福祉課長の永尾と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、今年度も会長は高山会長にお願いしておりますので、早速ではございますが、進行は高山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

高山会長：じゃあ、私のほうから。座ったままで、よろしくお願いいたします。

この計画ですが、3年ごとの計画ということで、来年度ですから、9、10、11年の計画をこの8年度に立てるということになります。昨年度、障害者の量的調査と質的調査をしましたので、それを基にして、また新しい計画を立てていくということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

後でまた、この計画の位置づけだとか方向性を障害福祉課長よりご説明いただきますけれども、基本的には文京区の中で、いわゆる地域包括ケア、全ての人たちがその人らしく過ごすことができる地域をつくっていくという流れの中にある大きな計画でありますけれども、その中の部会ということで障害者・児部会というのがあります。

ほかに保健と高齢者の介護、それから子ども・子育てがありますけれども、ずっと私もここに関わらせていただいていますけれども、どうしても障害者・児といっても、障害の種別によって生活のしづらさが全く違いますし、また子どもから高齢の方までおられるということでもあります。そういう意味では、障害福祉の分野の施策というか法律だけでは、どうもなかなかうまく生活支援が難しくなっている状況が極めて強くなってきたと思います。

また、縦割りの計画になっていますから、その中で、どう、ほかの計画と連動させていきながら、なおかつ独自性を発揮していくかということ、これを考えていくということがポイントになります。

もう一つは、行政の計画でありますので、様々なニーズというのはそれぞれ障害のある方々や子どもたちにあると思うのですが、行政の計画ですと、どうしてもそこに予算というものが絡んできますから、どうしてもそこでまた限界であるとか、どうしても難しい問題が

出てくると思います。

そういうことのニーズが高いというのも確かにあるのですが、ここではそれは、もちろん問題提起していくのはいいと思うのですが、それを計画に落とし込むのは難しい部分もあるということも踏まえて、いろいろ考えていくと。

そういう問題に関しては、ぜひ障害者自立支援協議会であるとか、いろんな協議会がありますので、そういうところに持っていくために整理していくような形で、この部会で総合的に検討していく、そして整理していただくといいかなと思っていますので、そういうのを皆様のいろんなお立場やご経験から、ぜひいい計画が立てられるように、忌憚のないご意見等々をお願いしたいと思います。

ということで、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、部会の開会はよろしいですか。じゃあ、事務局に。

障害福祉課長：高山会長、ありがとうございました。

それでは、まずは今年度、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて委員お一人お一人から簡単に自己紹介をお願いできればと考えております。お名前を読み上げますので、一言ご挨拶いただければと思います。

《各部会員より自己紹介》

障害福祉課長：皆様、ありがとうございました。

委員の皆様への委嘱状の配付につきましては、お時間の都合、席上に配付させていただいておりますのでご確認ください。なお、地域福祉推進協議会の委員を兼ねていらっしゃる方につきましては親会で委嘱状が渡されますので、本日、委嘱状は配付しておりません。よろしくお願いいたします

続きまして、幹事についてもご紹介させていただきます。

まず、こども未来部幼児保育課長の野莉家貴之でございます。

幼児保育課長：こども未来部幼児保育課長の野莉家と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

障害福祉課長：続きまして、保健衛生部保健対策担当課長、野上達子でございます。

保健対策担当課長：保健衛生部保健対策担当課長の野上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

障害福祉課長：続きまして、教育推進部教育指導課長、山岸健でございます。

教育指導課長：教育指導課長の山岸です。よろしくお願いいたします。

障害福祉課長：続きまして、教育センター所長、木内恵美でございます。

教育センター所長：木内です。よろしくお願いいたします。

障害福祉課長：皆様、ありがとうございました。

それでは、まず初めに事務局から、連絡事項を共有させていただければと思います。

本日の出欠状況でございますが、先ほどお話ししましたように市川委員と平井芙美委員からご欠席のご連絡をいただいております。

次に、事前に送付しております資料の確認をお願いできればと思います。

本日の次第。

資料第1-1号、新たな地域福祉保健計画の策定について。

資料第1-2号、令和8年度地域福祉保健計画検討スケジュール（案）。

資料第2-1号、計画の位置づけ。

資料第2-2号、現在の文京区障害者・児計画について。

資料第2-3号、第1章、計画の策定の考え方。

資料第3号、障害者・障害児を取り巻く現状（案）。

参考資料としまして、本部会の名簿をつけております。

委員の皆様には、以上が事前に送付している資料でございます。幹事の皆さんについては、データにてご確認をいただければと思います。

以上が、事務局からの連絡事項となります。

高山会長：それでは、本日の予定について、これも事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、まず本日の次第をご覧ください。

2の議題としまして、最初に（1）新たな地域福祉保健計画の策定について、（2）新たな障害者・児計画の策定について、（3）文京区の障害者・障害児の現状について、それぞれ事務局からご説明させていただきまして、皆様からご質問・ご意見をいただきたいと存じます。

3のその他では、今後のスケジュールなどについて情報共有を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

高山会長：それでは、議題に入りたいと思います。

今日は三つありますけれども、最初の議題、新たな地域福祉保健計画の策定についてとい

うことで、事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、資料第1-1号をご覧ください。

まず、1の目的になりますが、こちらの計画は、文京区の福祉と保健の施策の方向性を明らかにし、推進するために策定するものとなっております。

2の計画の位置づけでございますが、表に記載しておりますとおり、法律で定められている各種の行政計画が、一番上段の地域福祉計画から一番下の食育推進計画まで、この中に含まれるつくりになっております。

少し印刷の関係で見にくくなっておりますが、下から5番目からの三つ、少し薄く網かけがしてあるかと思いますが、こちら部分が障害者と障害児に関する計画で、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法で、区が策定することが定められております。

3の計画の構成でございますが、図にあるとおり、計画全般についてまとめた総論の下に、五つの分野別計画で構成しております。右から二つ目が障害者・児計画となっております。

4の計画期間についてですが、令和9年度から11年度までの3年間としております。

3ページに進んでいただきまして、5の検討体制になりますが、図の右上にあります地域福祉推進協議会で検討を行い、分野別の計画は各部会で検討いたします。こちらの分野別計画の検討を行いますのが、障害者部会になります。

6の基本理念及び基本目標の方向性については、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにしていくこととなっております。

7の策定スケジュールは記載のとおりとなりますが、今年度末に障害者・児計画の策定を完了する予定となっております。

続きまして、資料第1-2号をご覧ください。

こちらは、計画のスケジュール案について記載したものになります。

表の一番上段のところになりますが、矢印を引いております。まず、6月までに計画の基本理念・基本目標を検討いたします。次に、8月までに主要項目と方向性、計画体系、計画事業の概要を検討いたします。

8月から11月にかけて、「中間のまとめ」と呼んでいる計画の素案を作成いたします。12月には、広く区民に向けてパブリックコメント、区民説明会を実施いたします。1月にパブリックコメントの意見等を計画に反映し、3月までに計画書として、印刷・製本を行います。

各段階の進め方については、表の上から下に流れていく形となりまして、まず、こちらの障害者部会で検討したものを地域福祉推進本部、地域福祉推進協議会の順番でご説明、お諮

りをし、区議会に報告してまいります。

障害者部会のスケジュールは、表の真ん中から少し上を書いております。本日が第1回になりますが、第2回を7月上旬、第3回を8月下旬、第4回を10月上旬の4回をかけて「中間のまとめ」まで検討してまいります。

議題（1）のご説明は以上となります。

高山会長：ありがとうございました。

新たな地域福祉保健計画の策定についてということになりましたけれども、位置づけ、それからスケジュールが示されましたけれども、何かご意見、ご質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

今日を入れて4回でつくらなきゃいけないというタイトなスケジュールということなんです。それで、パブリックコメントに行くということになりますけども、3月にということになりますけれども。このようなスケジュールになっておりますが、何かご質問があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ、泉田委員。

泉田委員：資料第1-2号なんですけど、7月に現計画の実績報告があるということなのですが、これは何でしょう、現計画のPDCAのCとかAの部分のご報告をいただけるという感じになるのかという1点だけ、確認させていただければと思います。

障害福祉課長：ご意見ありがとうございます。

今、泉田委員からお話がありましたとおり、計画は策定するだけではなくて、実際の実績等を踏まえて検証していくという形になりますので、PDCAサイクルを回すということとで、計画の実績についてご報告をさせていただく形になっております。

高山会長：よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

そういう意味では、7月と8月が勝負どころになると思いますので、暑くなると思いますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、このスケジュールで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

じゃあ、次の議題であります。新たな障害者・児計画の策定についてということで、これも事務局よりお願いいたします。

障害福祉課長：議題（1）のほうでご確認いただきましたように、障害者・児計画は、法律に

基づく、区が策定する行政計画となっております。また、地域福祉保健計画を構成する分野別計画の一つとなっております。その内容を、こちらの資料第2-1号においてお示ししております。

まず、1としまして、三つの計画の関係になりますが、法律で定められた計画のうち、まず、障害者計画は、障害者基本法に基づき、施策の基本的な方向性を定めるものとなっております。

次に、障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、各種サービスの需要見込み等を定めるものとなっております。

最後に、障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき、児童向けの各種サービスの需要見込み等を定めるものとなっております。

2の文京区障害者・児計画について、これから新たに策定しようとしている計画につきましては、先ほどご説明しました三つの計画を一体的にまとめて策定するものとなっております。

次に、資料第2-2号をご覧ください。

こちらは、現行計画、令和6年度から8年度までの、現在の障害者・児計画の構成をお示ししております。

初めに、第1章で、計画の策定の考え方を述べて、第2章で、地域福祉保健計画の基本理念と基本目標を示しております。第1章と第2章につきましては、地域福祉保健計画を構成するほかの分野別計画とも同じつくり方にしております。

次に、第3章からが障害者・児計画の固有の構成となっております。まず、第3章では障害者・障害児を取り巻く現状を述べています。第4章では計画の主要項目と方向性をお示しし、第5章では計画の体系を表しております。

第6章は、計画事業として、具体的な事業と、計画期間である3年間のサービス量を掲げております。最後に、第7章では成果目標をお示ししております。

裏面の2ページ目をご覧ください。

こちらは、計画における主要項目と、項目ごとの小項目を分類したものとなっております。

まず、主要項目の1番目、「自立に向けた地域生活支援の充実」では、障害のある方が地域で自立した生活を送るための支援に関する取組としております。

主要項目2番目、「相談支援の充実と権利擁護の推進」では、様々な相談内容に応じた関係機関の連携や成年後見制度をはじめ、権利擁護の取組を掲げております。

3番目としまして、「障害者が安心して働き続けられる就労支援」では、障害のある方が自分に合った仕事に就き、働き続けるための支援の取組としております。

4番目としまして、「子どもの育ちと家庭の安心への支援」では、子どもが地域で安心して育つことができるための、また子どもを育てる家庭の安心のための支援の取組としております。

最後、5番目、「ひとにやさしいまちづくりの推進」では、まち、心、情報、それぞれのバリアフリーなどを進めるための取組としております。

以上が、現在の障害者・児計画の構成となっております。今年度、これから策定していきます新しい計画の構成を考えるに当たって、参考としていただければと存じます。

続きまして、資料第2-3号をご覧ください。

こちらは、新たな障害者・児計画を策定する際の、計画の最初のページに掲載をする「計画の目的」のイメージとなっております。資料第2-3号の内容は、現在の障害者・児計画のものをお示ししております。

まず、丸の一つ目では「障害者権利条約」、丸の二つ目で「障害者基本法」について記載をし、三つ目の丸で障害のある・なしにかかわらず、地域でともに暮らしていくことの重要性を記載しております。

四つ目の丸では「差別解消法」を記載して、周知啓発を述べております。

五つ目の丸では「子どもの権利条約と児童福祉法」について言及し、障害のあるお子さんを含めた切れ目のない支援を記載しております。

最後の六つ目の丸では、これらの状況を踏まえ、文京区の基本構想の実現を目指し、計画に基づいて、ともに生きる地域社会を実現していくと締めております。

こちらにも新しい計画をつくるに当たって、参考としてご認識いただければと思います。

議題（3）のご説明は以上となります。

高山会長：ありがとうございました。

新たな障害者・児計画の策定についてということで、考え方、あるいは位置づけについて説明がありましたが、何かご質問、ご意見があればいかがでしょうか。

これに関しても、よろしいですかね。

分野別計画の一つであるということでもあります。しかし、分野別でありながらも相当、横断的なことを考えていかないと難しい部分があるような気がします。例えば障害のある方の介護保険との問題とか、また先ほど言いましたように親亡き後の問題とか、また教育との関

係ということで、いわゆる今の療育、教育、福祉、これが切れ目のある支援になっちゃって、切れ目のないということをどういうふうに考えていくか、今こういうことも高齢のところで議論していますけれども、このような幾つかの課題について議論をしていかなければいけないなと思っておりますけれども。

ということで、こういうことで進めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

泉田委員：すみません。

高山会長：どうぞ。

泉田委員：今、高山先生のお話にもありましたけど、資料2-2の2ページ目の4の4「障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり」とか、5の1「まちのバリアフリーの推進」は、先行して走っている子育て支援計画とか、同時に並行している高齢者福祉・介護保険事業計画と関連すると思うんですけど、ここに出てきた問題をお子育でとか介護のほうに投げかけができるのか、もしくは逆に投げかけられることがあるのか、どういう形になるのか、それとも暗黙にそういうのはないというふうにお考えなのか、教えていただければと思います。

障害福祉課長：ありがとうございます。

先ほどの計画体系の中で、地域福祉保健計画の中に幾つかの分野別計画が含まれており、その全体を地域福祉推進協議会にて検討を行うという形になっております。

障害者・児計画の内容は主に福祉部や保健衛生部、あるいは教育推進部等に関わってくるころではありますが、当然、様々な事業はそれぞれの分野、あるいはそれぞれの所管に関わってくるようになりますので、そういったところは地域福祉推進協議会のほうで共有できるかなと考えております。

また、実際のそれぞれの各事業の検討についても、それぞれの所管が主体的に自分事として考えて実施していくものになりますので、何も障害者部会に限定されるものではないと考えておりますし、こちらの検討過程、あるいは昨年度に実施した実態調査も、区の全体的な部署で共有がなされておりますので、この部会の検討内容も地域福祉推進協議会等を通して共有されるという認識でよろしいのかなと考えております。

高山会長：よろしいでしょうか。

親会というんですか、地域福祉推進協議会、これも5回ぐらいありましたよね。そこでも、それぞれのところを議論していくことになりますので、多分、横断的に。これから意識してやっていくことも必要かもしれませんね、今、泉田委員が言われて思いました。ありがとう

ございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

松岡委員：計画というのは、やはり継続的に行われるものと短期的な計画というのがあると思うんですけども、この中には当然、もう既に過去、継続的に何年も続けられている計画と、それから新たに今、出てきているニーズであるとか、そういったものに対しての計画と、ちょっとアプローチが違うんじゃないかと思うんですけど、その辺はどういうふうに考えておりますでしょうか。

障害福祉課長：ありがとうございます。

計画を策定するに当たって、3年間の計画にはなりますが、松岡委員がおっしゃいましたように、やはり課題として長期的に取り組まなくてはけないものも当然ございますし、今の新たなニーズに対応するものは、新しい計画事業を策定する形になります。

課題によっては短期的に一定の成果が出てくるものもあるかと思えますし、長期的な取組が必要なものもあると思えますので、そういったものを全体的に含めた形で計画を策定していければいいのかなと考えております。

高山会長：前回の計画というのを委員の方々が見られるといいかもしれませんねということですので、前に申し上げた前回の計画を送っていただくと、この7月、重要な議論になりますので、もしその計画のところを見ていただくと、ある意味で、僕のイメージだと3分の2以上は過去の計画とのつながりで、進捗状況を含めての3年後という形になっていますということはあると思います。

また新しいニーズのこともここで議論していきたいと思えますけれども、過去というか、今年度までの計画に関しては少し送っていただくようなことをしていただければと思いますので、チェックしていただくといいかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思えます。文京区の障害者・障害児の現状についてということで、説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、資料第3号をご覧ください。

まず初めに、障害のある方の人数についてになります。

まず、(1) としまして、身体障害者手帳所持者数の推移になります。令和7年度末現在で4,286人となっております。4年前の令和3年度と比較しますと、80人程度の減少となっております。

障害種別では肢体不自由が最も多く1,760人、パーセンテージにしますと41.0%となっております。次いで内部障害、視覚障害という順に多くなっております。

内訳としましては、次の2ページ目のところに記載がございますが、1級が最も多く1,282人、続いて4級、3級となっております。

3ページをご覧ください。

知的障害のある方が所持します愛の手帳所持者数の推移になります。令和7年度末現在で、1,068人となっております。4年前と比較しますと、60人程度、増加しております。内訳では4度の方が457人で最も多くなっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移になります。令和7年度末現在で2,562人となっております。4年前の令和3年度と比較しますと670人程度増加しております。内訳では3級が最も多く1,329人、次いで2級、1級となっております。

5ページをご覧ください。

難病医療券所持者数の推移になります。令和7年度末現在、2,354人となっております。令和3年度と比較しますと、330人程度増加しております。

続きまして、6ページをご覧ください。

障害のあるお子さんの手帳所持者数の推移になります。令和7年度末現在、560人となっております。令和3年度と比較すると70人程度の増加となっております。障害種別で見ますと、知的障害が最も多く331人、次いで身体障害、精神障害となっております。

7ページのほうには年齢区分の人数について、未就学、小学校、中学校、高校とグラフでお示ししております。

続きまして、地域生活の現状と課題についてになります。

9ページをご覧ください。

障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援についてになります。

まず最初に、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの延べ利用者数を見ていきます。そうしますと、令和7年度末現在、延べ2万1,561人となっております。令和3年度と比較しますと約3,600人、パーセンテージですと約20.2%の増加となっております。内訳で最も多いのは、日中活動系サービスで9,673人、次いで訪問系サービスとなっております。

続きまして、10ページをご覧ください。

障害福祉サービスの給付額になります。令和7年度末現在、約31億2,300万円となっております。

令和3年度と比較しますと約7億2,000万円、パーセンテージですと約30%の増加となっております。内訳で最も大きいのが、日中活動系サービスで約16億7,800万円、続いて居住系サービスとなっております。

11ページ目以降が、昨年度実施しました障害者（児）実態・意向調査結果の抜粋となっております。今年1月の障害者部会でご説明した部分と重複する部分がございますが、幾つかご紹介させていただければと存じます。

まず、11ページの在宅の方の日常生活に必要な介助や支援についてになります。

多い順で行きますと、「区役所や事業者などの手続き」、次いで「調理・掃除・洗濯等の家事」、「日常の買い物」が2割台で続いております。一方で、「介助や支援は必要ない」という方についても4割半ばを占めています。

続いて、13ページをご覧ください。

施設入所の方の今後希望する生活についてになります。「現在の施設で生活したい」が68.3%と、最も高くなっております。次いで「別の施設で暮らしたい」が3.7%、「施設を退所して、家族や親族と生活したい」が2.4%と続いております。

同じく13ページの長期入院者の退院に向けたご本人の意思については、「希望有り」が37.7%、「希望無し」が32.1%、「不明」の方が30.2%となっております。

続いて、14ページをご覧ください。

在宅の方の地域で安心して暮らすために必要な施策については、「経済的支援の充実」、「障害に対する理解の促進」、「医療やリハビリテーションの充実」がそれぞれ2割を超えております。

16ページをご覧ください。

休日の過ごし方、こちらも在宅の方の調査になります。多い順で行きますと、「ご自宅でくつろぐ」、「買い物」、「近所の散歩」、「趣味や学習活動、習い事」が3割以上となっております。

18ページをご覧ください。

困ったときの相談相手、在宅の方についてになります。「家族や親族」が76.7%で、非常に多くなっております。続いて、「医療関係者」、「友人・知人」となっております。一方、「どこに相談すればいいかわからない」が4.4%、「相談する相手がいらない」は3.3%となっております。

20ページをご覧ください。

今度は、18歳未満の方の困ったときの相談相手になります。こちらにつきましても「家族や親族」が7割を超えております。続いて、「児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員」が5割近く、「学校の教職員」が4割近いという形で続いております。

22ページをご覧ください。

こちらは実態・意向調査の結果ではなく、まず法人後見受任件数の推移、文京区の社会福祉協議会が成年後見等について、法人後見として受任している件数になっております。令和7年度が3件で、ほぼ横ばいで推移している状況になります。

同じく、障害者虐待防止センターの相談件数の推移になります。令和7年度が23件となっており、虐待を認定した件数が7年度は4件となっております。

続きまして、25ページをご覧ください。

在宅の方について、仕事で困っていることをお聞きした結果になります。「工作中的の体調の変化に不安がある」、「賃金や待遇面で不満がある」、「調子が悪いときに休みが取りにくい」、「通勤が大変である」と続いております。

27ページをご覧ください。

こちら在宅の方の就労のために希望する支援の調査結果になります。多い順ですと、「自分に合った仕事を見つける支援」、「就労に向けての相談支援」、「企業等における障害理解の推進」、「就労継続に向けての相談支援」がいずれも2割を超えております。

続きまして、29ページをご覧ください。

こちらは、18歳未満のお子さんに関する調査結果の抜粋になっております。

まず、29ページの児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延べ利用件数になります。令和7年度末現在1万8,520人、令和3年度と比較すると約7,250人、パーセンテージですと約64.4%増加をしております。

30ページをご覧ください。

こちらは児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額の実績になります。令和7年度の給付額が約9億2,300万円、令和3年度と比較すると約3億3,300万円、約1.5倍以上の増加となっております。

32ページをご覧ください。

日常生活で困っていること（18歳未満の方）になります。多い順ですと、「将来に不安を感じている」、「学習についていけない」、「障害のため、身の回りのことが十分できない」、「友だちとの関係がうまくいかない」がいずれも30%を超えております。

34ページをご覧ください。

18歳未満の方の地域で安心して暮らすために必要な施策になります。多い順ですと、「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」、こちらは5割を超えております。次いで、「障害に対する理解の促進」、「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」、「18歳以降の居場所」と続いております。

36ページをご覧ください。

バリアフリー（ソフト・ハード）の推進に関して、まず在宅の方の外出時の困り事になります。順に、「疲れたときの休憩場所」、次いで「歩道の段差や傾斜」、「スマホのながら歩きに危険を感じる」、「自動車・自転車に危険を感じる」、「建物の段差や階段」がいずれも2割を超えて続いております。

同様に、18歳未満の方につきましては38ページに記載しておりまして、「外出するのに支援が必要である」、「自動車・自転車に危険を感じる」、「疲れたときの休憩場所」、「駅構内の移動や乗り換え」、「トイレの利用」が15%を超えております。

40ページをご覧ください。

障害のある方への合理的配慮に必要なこと、まず40ページは在宅の方になります。順に、「合理的配慮事例の周知・啓発」、こちらが3割を超えて最も高くなっております。次いで、「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」、「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」が多い順になっております。

同じ質問で、41ページが18歳未満の方の調査結果になっております。

まず、「合理的配慮事例の周知・啓発」が50%を超えて最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」、「合理的配慮に関する講演・セミナーの開催」と続いております。

42ページをご覧ください。

防災・災害対策について、まず在宅の方の災害発生時の困り事になります。順に、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」、こちらが4割半ばを超えて最も高くなっております。次いで、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「在宅避難で必要な支援が受けられるか不安」、「一人では避難できない」と続いております。

同様に、18歳未満の方につきましては、44ページに調査結果がございまして、「一人では避難できない」、「避難所でほかの人と一緒に過ごすのが難しい」、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と続いております。

長くなりましたが、以上、障害者（児）実態・意向調査の結果や、最新のデータ等をお示しし、障害者、障害のあるお子さんの現状についてご覧いただきました。

最後になりますがもう一度、資料第2-2号に戻っていただければと思います。

今後、障害者部会等で新たな障害者・児計画を策定するに当たって、現状を踏まえて、第4章の主要項目及び方向性、第5章の計画の体系、第6章の具体的な計画事業を考えていくこととなっております。

現状を見て不足していること、あるいはより力を入れていくことなど、課題を踏まえて計画を策定していければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題（3）のご説明は以上となります。

高山会長：ありがとうございました。

障害者・障害児を取り巻く現状ということで、人数的なことを踏まえて説明いただきましたけれども、今の説明を踏まえて、今ありましたように資料第2-2号のところの主要項目や方向性や計画の体系、これに何か加えるものがある、重要なことがあればということで。

ちょっと今日は時間がありますので、自由にご意見、ご質問を含めてしていただければいいと思いますが、まず現状のところで何かご質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、大井手委員。

大井手委員：明日を創る会の大井手ですけれども。

資料、頂いたのを拝見させてもらって、ちょっと疑問というか考え方がよく分からないところがあるんですけど、資料第3号の7ページ、知的障害児の手帳保持者の数が年齢別になっているところで、ゼロから5歳が29名で、6歳から11歳が161名で、12歳から14歳が71名、15歳から17歳が70名と、また減っているんですけども。

6歳から11歳は幼稚園に行ったり小学校に上がったり、そういったところでお子さんの問題がいろいろ顕在化してきて、いろいろ相談した結果、手帳ということで、ここが増えるのは分かるんですけど、その先が減ってくるというのがよく分からなくて、これがどういうことなのかというのが一つの質問です。

もう一つは、全体の数の流れを書いているんですけど、特に愛の手帳なんかで私がちょっと気になっているのが、毎年ある一定の割合で障害を持たれた方が出てくる。そうすると増えていくだけなんですけども、実態がほぼ横ばいに近い感じになっているのは、逆に言うと、転出されたか亡くなられたか、この二つぐらいしかないと思うんですけど、その辺がどんな感じで推移しているんだろうかということ。

この先、5年間の推移はあるんですけど、もっと長いスパンで見たときにどうなるのかなと。要するに、年齢がどんどん上がっていくと、結果的にだんだん亡くなる方のほうが増えていって、ある時期を過ぎると頭打ちになるのかなという気がしているものですから、そういう長期的な見方を何とか目に見えるようにする手はないかなというのがもう一つです。

それから、最後に三つ目なんですけど、ライフサイクルで見ていかなきゃいけないと思うんですね。一人の子どもが生まれてから亡くなるまでの間のライフサイクルで見たときに、さっき会長からあったように、幾つか壁ができていますので、そこを何とかしなきゃという話がありましたけど。

それと、相談を誰にしますかという質問がいろいろあった中で、ほとんどは、7割ぐらいの方が親族と回答されている。そうすると、あと30年もたつと親族の方はほとんどいらっしやらなくなって、ご本人だけになってくる事態になるんじゃないか。

そのときに、誰が相談を受けられるようになるのかなと。その辺のところを何かちょっと考えて入れなきゃいけないのかなと思います。よろしくお願いします。

障害福祉課長：ありがとうございます。

まず1点目の資料第3号の7ページのところの人数分布になりますが、やはり最近の傾向としまして、知的障害の方が愛の手帳を取得しますが、最初に手帳を取得せずに児童発達支援、あるいは放課後等デイサービスのサービスを利用してから、その中で手帳を取られる方というのが比較的傾向としては見られるところになります。

したがって、今年度、文京区でも新たに5歳児健診を始めることになっておりますが、そういうところから、恐らく現状で見ると6歳から11歳が一番、18歳未満だとボリュームゾーンという形になっていると考えられます。

中には成長とともに愛の手帳のほうを返還される方もいらっしゃいますが、全体で見ると返還される方というのはやはり少ないですので、年齢を経過すると、今現在の6歳から11歳の161人が、12歳から14歳、15歳から17歳のところに移ってくる考えています。

先ほど、愛の手帳の所持者数の人数推移も資料でお示ししているところですが、愛の手帳を所持されている方は年々増えていきますので、基本的にはこの傾向はまだ続いていくのかなとは思っております。

さらに、まだ数年、文京区は年少人口が増えていくという推計になっておりますので、基本的にはその傾向がしばらく続くのかなと思っております。

それと、長いスパンで見ていったときにつきましては、身体障害者手帳の所持者数は、令

和7年度、若干微増した形に資料ではなっているのですが、ここ最近では、ずっと横ばいか微減している形になっています。

何が原因かまではつかめておりませんが、恐らく年齢の高い方がお亡くなりになって、そこが自然減につながっているのかなと思っております。

ただ一方、知的障害のある方については、先ほどお話しましたように、愛の手帳所持の方が年々増えておりますので、一定、文京区の人口全体が大きな減少局面に転じるまでは、基本的には増えていく形になるのかなとは想像しております。

最後のライフサイクルを含めた支援や相談先につきましては、自立支援協議会のこども支援専門部会の中でも切れ目のない支援、例えば小学校に入学するとき、中学校に進学するとき、あるいは高校に進学するとき、18歳の成人を迎えるときといった、支援の切れ目のところで相談が途切れてしまわないように、福祉、教育、医療、保健の連携も含めて、様々な顔の見える関係づくりを進めております。

18歳以上の方の相談支援につきましては、今、文京区は介護保険の圏域に合わせて4か所、地域生活支援拠点を整備し、年々相談件数も増えて、今年度は少し職員体制を強化したところになっておりますので、そういったところで、住み慣れた地域で暮らし続けられるように相談支援をしていきたいと考えております。

高山会長：よろしいですか。

大井手委員：今すぐはまだ難しいと思いますが、そういうのを盛り込んでいけたらありがたいと思います。

高山会長：貴重なご質問ありがとうございました。

この辺、向井委員、どうですか。今度、5歳児健診が入るんですね。

だけど、どうしても子どものところは、子ども部会でも議論がありましたように、放デイに行くために手帳を取ったり、計画に乗っかってスタートしているところがありますけれども、しかし、実はニーズはもっと前からあるはずですよということですが、どういうふう

に現場的に体感としてありますか。

向井委員：向井です。

一つ、先ほどの手帳のことにに関して、大井手さんや高山先生からのご指摘に関してなんですけど、まず一つは、文京区の特徴として、小学校までは障害のある方たちが育成室に行けるんだけど、中高生になると今度は居場所がなくなってしまう、育成室へ行けなくなってしまうので。

中学生になるときに、やっぱりちょっと放課後デイを使ったほうがいいなということで、放デイのニーズが一時的に高まり、そこで例えば手帳を取得しようという方が増えるのかなという感じがしております。

あと、高校生で増えているわけではなく、高校生で改めて取得する方というのは恐らく就労に向けてなのかなと思うんですね。

恐らくこの年齢の方は、知的にはいわゆるグレーゾーンの方になるのかなと思うんですけど、そういう方が就労に向けてどうしようかなといったときに、障害者就労をちょっと考えようかとなると手帳を取得しようかという方向が出てくるのかなと思います。

大事なものは、先ほどの議論を絡めて言うと、やっぱりこの辺りの相談をどこが受けるのかというところなんですよ。

学校の先生たちが、もちろん知っている方は知っているかなと思うんですけど、福祉制度がどうなっているのかとか、この辺りがどうなっているのかというと、どこが相談先として有効なのかというと、去年の意向調査でも、放課後デイとか福祉の関係者の相談先が結構多かったんですけど、福祉につながっていない方たちも多いわけですよ。

その方たちの相談先はどうするのかというところがやっぱり今後、大井手さんのお話にもあったんですけど、将来に向けて、そういう相談につながらない方がどんどん増えてくる可能性もあるというところは、やっぱり検討しなきゃいけないということなのかなと思います。

ちょっと僕も、ほかにも気づいたこととお話ししたいこともあるのですが、取りあえず今のご質問に関しては、そんな現状かなと思います。ありがとうございます。

高山会長：ありがとうございます。

これに関してもう少し行くと、連絡協議会の林委員、どうですかね、この議論について。

林委員：自分の子供もまさに最初は受給者証だけで療育とかを受け始めたパターンで、愛の手帳を今現在は持っているのですが、それまでというのは受給者証があれば、言ってしまえば事足りるというか、だったので、それで過ごしていました。

ちょうど文京区に児童相談所が新しくできたタイミングだったというのもあるのですが、それができたら手帳を取得して、中学校に入るまでには一応取得しようかなという予定でしたので、そういったところかなと思うのですが。

そうですね、手帳を取得していないから相談先がなかったかと言われると、それぞれ、その時々療育先ですとか学校の先生ですとかにたくさん相談に乗っていただいたので、今の体感としては、すごく手帳がないことで困ってしまったことはなかったかなと思っています。

高山会長：ありがとうございました。

受給者証があれば、当面というか、問題ないと。手帳を取得する動機というか、意味があまりなくなってきちゃったんですかね、どうなんですかね。

手帳があることによって例えばサービスを受けられるというのが前提になっているというのですが、なくても受給者証があれば行けちゃうことになっている。この関係がちょっとどうなのかなと思いますけど。

障害福祉課長：身体障害の方は、サービスを受けるために手帳が必須になっておりますが、知的障害の方と精神障害の方、発達障害の方については、必ずしも手帳が必要ではない形になっています。

特にお子さんですと、今後どのような形で生活していかれるのかというところで、手帳を取る、取らないという選択について、それぞれご家族のほうで考えられるタイミングが出てくると思います。

ただ、手帳を持っていると、それ以外の手当ですとか、あるいは都営の無料乗車券ですとか、そういったところで様々な障害者手帳を基にした給付やサービスを受けることができるようになりますので、そういう部分では障害者手帳を持つメリットというのは一定あるのかなと考えております。

高山会長：ありがとうございます。

これに関しては、いわゆる切れ目ない全体的な支援をどうしていくかというときに、やっぱり計画相談なんですよ、重要なのは。計画相談。それは、大人になってからの計画相談ではなくて、子どもの頃からの計画相談があれば、大人になってからのいろんな問題もある意味で、把握できるようになってくるというか。

大人になってからの問題というのは多分、子どもの頃からのいろんな問題というか、いろんなことの積み重ねだったり、生育歴や生活歴もありますから、大人になってからの計画相談では遅かったりするのがいっぱいあるわけですね。

という意味では、やはり子どもの頃から計画相談があって、相談支援事業所というところがきちんと支援をずっとし続けていくような形。もしかしたら人が代わるかもしれませんが、そこでずっと支援をいわゆる続けていく、それが地域生活拠点のところで続けられていくような形をつくっていく。形をどうつくれるかというのは大きなポイントだと思うんです。

特に知的障害、発達障害の方は、子どもの頃からのいろんなことをやっぱり把握しておく必要があると思うんですよね。それが最終的には親亡き後のところまで行くわけですから、

ということにおいての計画相談と、地域生活拠点の在り方、それから相談支援事業所の在り方、計画との在り方、ここは日本の全体的な課題なんですよ。

何かサービスが欲しくなってからつくるんじゃなくて、そういうものが事前にできていくような仕組みをどうつくっていくのかは非常に重要なポイントじゃないかなとちょっと思ったりしたんですけどね。ありがとうございます。

そのほか、何かありますでしょうか。

どうぞ、泉田委員。

泉田委員：ありがとうございます。公募委員の泉田です。

図の見方なんですけど、例えば27ページで、就労のために希望する支援のところで、一番下に「特にない」、「無回答」と書いていらっしゃる方がいて、2,493人なので、多分600人ちょっとずつぐらいが「無回答」か「特にない」を選んでいて、残りの1,200人の中で自分に合った仕事を見つける支援とかが何%みたいなことかなと考えていたんですけど。

これ、何というんでしょう、「特にない」、「無回答」という一個だけを選んだ人と複数を選んだ人が、全部の割合をざっくり出している感じなので、これはこれで一つの出し方だと思うんですけど、複数回答した人を割り戻したほうがいいのかどうかというところをちょっと悩みながら、これはこれでいいだろうし、割り戻すと面倒くさそうだしと思いながら、見ていて思ったんですけど。

何でそんなことをちょっと思ったかというと、23ページの平日の日中の過ごし方で、「自宅で家事をしている」人が23.9%で、一番下から2番目に「特に決まった予定はない」人が15.2%という数字が一つあったところで、すみません、16ページの休日の過ごし方で「家でくつろぐ」と書いてある人が6割ぐらいいらっしゃるを書いてあって。

休日は「家でくつろぐ」、平日は「自宅で家事をしている」、「特に決まった予定はない」という人がいると、何というんでしょう、人と関わらないで生きている人がいるんじゃないかなとちょっと思っています。

単純に計算すると、「家でくつろぐ」が6割で「自宅で家事」が23.9%なので、0.6掛ける0.2で12%ぐらいなので、250人ぐらいはそういう人がいるのかなと一瞬思いつつ、でも、これは割戻しの計算をするとちょっと数字が変わってくるかもしれないなと思っていて、そこら辺、すみません、いろんなことを一遍に言っちゃったんですけど、数字の見せ方ですね。

複数回答のときに、「特に決まった予定はない」、「無回答」の人を除いて表示するかどうかというところと、16ページと23ページの休日と平日の過ごし方で、何となくくつろぐと

いう言い方で柔らかく書いてあるんですけど、人と接点を持たないで過ごしちゃうという人がいるかどうかというところの確認がしたいなという気がしました。

以上です。

障害福祉課長：ありがとうございます。

今の泉田委員のほうからのご質問、ご指摘の部分は、詳細に少し回答内容を見ていかないと分からない部分があるので、ちょっとどこまで事務局のほうで確認できるか分からないです。

例えばAさんがここの質問でこういう回答をして、同じAさんが別の質問でどういう回答したかというところまでは追いかけていないものですので、今いただいた趣旨でどこまで、ご指摘いただいた部分の回答ができるかというところは、次回まで事務局で考えてみたいと思います。ありがとうございます。

高山会長：ありがとうございます。

実は毎回毎回、質的調査を高山ゼミでやっているんですね。いわゆる知的障害、精神障害の方々、大体100名ぐらい、昨年度もやりました。

そのときに、通所の施設あるいはグループホームの人たちの生活のしづらさとか生活実態をインタビューでやったとき、しゃべれる方が多いわけですがけれども、やはり土日になんてですよ、行く場所が。あるいは出会いがないんですよというのが、もうずっと前から浮き彫りになってきているわけです。

だから、家族か支援者か、あるいは仲間たちしか出会いがないというようなことがずっと指摘されているんですね。ですから、地域に住んでいるんだけど、地域の中に次の居場所だとか出会いみたいなものがないという感じなんです。

この問題というのはすごい大きな問題、これは別に文京区だけじゃなくて、どこもそうなんですね。ですから、ここにどういう支援が必要なのかということにつながってくるんだと思うのですが、まさに今、泉田委員が言ったように、重要なところがあるような気がしています。

ここに関しては、障害の種別であるとか年齢であるとか、あるいは程度でも違ってくるので、クロスをかけると違ってくると思いますので、引き戻しのところが。何か特徴的なものが見えるといいなと思ったので、事務局にお願いしたいなとちょっと思いました。

それから、仕事で困っていることで「特にない」というのが、まさに35%は多いですね。ここをどう読み込むかですけど、皆川委員、どうですか、就労支援センターとして。35.7%

は異常に多いですね。何か予想できることはありますか。

皆川委員：就労支援センターの皆川と申します。

すみません、確認、何ページに。ごめんなさい。

高山会長：ごめんなさい。25ページですね。最初の泉田委員のご指摘。

皆川委員：そうですね、やはり先ほど会長からもありましたように、障害種別とか年齢によっ
ては悩み事とか相談についてはないのかなというところはあるんですけども、やはり
仕事をする上でというところでは、すごく会社への理解ですとか、その方の仕事について
というところの悩みが多いのかなというところはあると思います。

逆に、ちょっとずれてしまうかもしれませんが、仕事をし始めた方の相談で、仕事
をしてすぐぐらいの、そういったときの相談というのは、やはり環境面とか、そういったと
ころのご相談が多いのかなと思いますけれども。

ある程度、長く就労継続している方の中でも、やはり継続しているがゆえの人間関係です
とか、あと業務が変わったり人が代わっていったときの悩み事もあるというところで、そう
いうご相談はこちらも受けることがあるんですけども。

なかなか、ご本人の中で抱え込んでしまって外に出せない、そういったところもすごくあ
るのかなと。すみません、全然ちょっとほかの話題になっちゃったんですけども、そんな
ことが考えられるかなと。

高山会長：ありがとうございます。

ぜひ主要項目とか方向性のところに何か加えるものがあればと思いますが、今のようなこ
とを簡単には文章にできませんけど、ちょっと整理していただければと思います、事務局で。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、住友委員。

住友委員：肢体不自由児・者父母の会の住友です。よろしくお願いします。

8ページなんですけれども、地域生活の現状と課題の中で、施設の一覧というのを第3回の
障害者部会で提示予定と書いてあるんですけど、これの形というのはどういうふうになるの
かなと。文字で場所と住所、施設の名称と住所の一覧なのか、地図的なものなのかというこ
とと。

それから、この中に含めていいかどうか分からないんですけども、42ページと44ページ
のアンケートの中に、避難所の場所が分からないという項目があるんですね。福祉の手引の
中にも書いてはあるんですけども、やはり見にくいというか、確認しづらい部分も、多分、

分かりやすい形で表示してもらえると。

この中に組み込んでいいかどうか、ちょっと分かりませんが、そういう避難所の場所というものの提示というのもできたらいいのかなというのをちょっと感じましたので、またどういう形での提示になるかというのも教えていただけたらありがたいです。よろしくお願いします。

障害福祉課長：ありがとうございます。

まず、1点目の施設の一覧になりますが、申し訳ございません、先ほど会長のほうから現行計画があればというお話もいただいたんですが、現行計画ですと、施設の名称とどういったサービスを提供しているかという形で一覧が出ておりまして、文京区の地図にその場所を落とし込むような形にしておりますので、施設の名称とサービス種別というところだけでなくて、大体文京区のどの辺りにその施設があるのかというところを分かりやすく表示できればと思っております。

また、避難所の場所につきましては、防災の所管課とも相談をさせていただければと存じます。ありがとうございます。

高山会長：よろしいですか。

ほかにはいかがですか。どうぞ。

向井委員：向井です。

ちょっと2点、お話ししたいことがあるんですけど、まず6ページ、障害児の手帳の保有者数。先ほどちょっと手帳のお話も出たのですが、手帳を持つべきとかそういう話をしたわけではなくて、一つ、ちょっと注目する数字かなと思うんですけど。

愛の手帳を持たれている方は令和3年から見ていくとそれほど数字は変わってないわけですね、370人から331人ということで。精神障害の手帳を持っている方が67人から110人に変わっているんで、ざっくり5年前と比べて倍ぐらいになっているということなんですよ。

愛の手帳を持っていられる方というのは、発達に遅れがあるということが客観的に分かっているということではあるんですけど、精神障害の方たちはここ近年で増えてきているというのは、いわゆるADHDとか自閉スペクトラム症のような、知的障害を伴わない発達障害のお子さんたちの相談が増えているんじゃないか、それが可視化されているんじゃないかというふうに捉えることができるかなと思います。

そこに加えて、昨年度の実態・意向調査の結果からも、昨年度ちょっと結果を見させていただいたとき、手帳の所持に関して大体4割ぐらいの方が持っていないというデータもあ

りましたので。

それを考えると、少なくとも発達障害の方たち、いわゆる知的な遅れがない、知的なハンディを持たない軽度の方たちが今たくさんいらっしゃるんじゃないかということを、まず前提として考えなきゃいけないのかなと思うんですね。

その前提の上に、さらに、先ほどちょっとお話があったように、保健センターでの5歳児健診が始まるということで、5歳児健診というのは、1歳半とか3歳児のときにこのお子さんは何らかのサポートが必要ですねというふうになるのは、やはり何らかの発達の遅れがあるからなんですよ。

そこをある意味くぐり抜けて、5歳の頃にちょっとサポートが必要ですねとなるということとは、その背景には衝動性だったり、社会性のような、協調性のような困難さがあることが5歳のときに発見されるとすると、もうすぐ小学校に上がるときに、この子にどういう支援が必要かということを早急に考えなきゃいけないような、そういう方たちが今後さらに増える可能性があるわけですよ。そこをまず、ちょっと現状として押さえなきゃいけないのかなというふうに思っています。

その上で、先ほど高山先生からも本当に、何というかな、子どもの頃からの相談支援体制が重要ということは本当にそのとおりなんですけど、自分も現場にいる人間として、現状として、まず障害児の相談支援というのは、まず担い手が少ないというのが一つ、現実としてあるというのと、あと相談支援が今の制度の中では、やっぱり計画相談なので、サービスの調整になるわけですよ。

だから、サービスを利用することが前提なので、サービスは利用しなくても、でも、ちょっと子育てのことで相談したいとか、昨年度の意向調査でも、やっぱり保護者の方の悩みとして、子どもの進路とか就学のこととかにとっても不安があるという方のアンケートが多かったわけですよ。

それを考えると、実際にサービスにつながっていればそこで相談できるんだけど、サービスにつながっていない、けどもやもやしている方たちが今後増えるわけですよ、どう考えても増えていく。ここにどうアプローチしていくかというのは、やはりちょっと急ぎ考えなきゃいけないかなと思います。

これは障害福祉課だけではなくて、やはり手帳がない方たちがターゲットになるので、予防対策課とかも含めて、あるいは子ども・子育て支援課とかも含めて、本当に横断的かつ縦断的な体制をやっぱりつくらなきゃいけないのかなというふうに思います。

だから、これはあくまで給付事業ではない形で、本当に気軽に相談できるような地域に、何だろうな、民間の力も生かす必要があるのかなと思うんですけど、そういったネットワークなど、やっぱり文京区独自の事業として検討していく、あるいは検討していきなさいいけないタイミングではないのかなと、ちょっと危機感を感じているのがまず1点です。

それからもう一点、ちょっと話が長くなって申し訳ないのですが、今回のアンケートの中でも、34ページですかね。18歳未満の方たちで合理的配慮が必要なことというアンケートの中に、やはり合理的配慮の啓発が必要ではないのかというのが一番大きく、アンケートとして答えが出ているかなと思います。

やはり何というのか、目に見えない障害の方たちが多いので、発達障害がある子どもたちは。そのお子さんたちの理解を促してくというのはなかなか難しいですけど、今、現状は、文京区の子どもたちは、ぽーんと放り込まれています、学校の中に、交流級という形で。特にそういう啓発も何もなく、取りあえずみんなと一緒にいこうという形になって、ある意味すごい子どもたちのほうが先駆的に関わっているんですけど。

ただ、やはり一方でいろんな衝突だったりとか残念なケースを聞いたりすると、もちろん大人への周知も大事なんだけど、子どもたちへの周知ということもすごく大事なのかなと。これは福祉だけではなく教育との連携なのかなと思うんですけど、ここもやはりこれからすごく大事なかなと思うんですね。

これは行政だけではなくて、それこそ民間も含めて、介護保険のほうでは結構そういう取組も、介護の仕事はこんななんだよみたいなことを学校で、そういう教育的な授業をされるというのを、東広島とか福島でやっているのちょっと聞いたことがあるんですけど。

例えば、そういうような学校とか地域で子どもたち向けの周知というか、あるいはそういうような理解を広げるような活動も、やはりこれから必要ではないのかと。

5歳児健診が始まるのであれば、理解を必要としている方というのはこれから増えていくのかなと思うので、その2点が今ちょっと気になっているところかなと思います。すみません、長くなって。

高山会長：ありがとうございました。

障害福祉課長：ありがとうございます。

手帳を所持していच्छる、所持していच्छらないという部分で、愛の手帳と精神障害者保健福祉手帳の伸びの比較というところでお話がございました。

昨年度の実態・意向調査を実施する際の対象者を抽出した際に、18歳未満のお子さんにつ

いては障害者手帳を持っていらっしゃる方、あるいは障害者手帳は持っていらっしゃらないけれども、障害児通所支援の受給者証を持っていらっしゃる方ということで実施しております。

その中で、対象者が約1,030人いらっしゃって、手帳所持者が約540人、手帳を所持していない受給者証だけの方が490人という形になっております。手帳所持者が昨年度の調査段階では540人で、その中には身体・知的・精神のそれぞれの手帳の内訳という形になってきますので、やはり人数の多さという部分では、18歳未満の方は障害者手帳を持っていらっしゃらないで、障害児通所支援サービスを使っていらっしゃる方が一番多いという状況になっていきます。

相談支援につきましては、先ほどお話がありましたように、障害児通所支援を使っている場合は障害児相談支援事業のほうが利用できる。ただ、文京区の場合はそれほど事業所が多いわけではないという状況があります。

ただ一方、この4月に区の委託での障害児相談支援事業、これは18歳以上の計画相談を兼ねる事業所になりますが、1か所、区の委託事業所で増やしておりますし、サービスを利用している、していないにかかわらず、いわゆるよろず相談的なところができる場所ということになりますと、こども未来部のほうで実施をしている子育てひろばや、子育て支援拠点が、それぞれ年齢によって相談できる対象者が分けられてはいますが、どのように障害のあるお子さんのご家族が相談できるようになるかということも、併せて考えていけるといいのかなと思っております。

また、お子さんたちへの周知というところでは、既に区立の学校では福祉学習などを実施していただいておりますので、そういったところを引き続き実施をしていくというところが一つあるのかなと思っております。

実際、区で作成しております心のバリアフリーハンドブックを、小学校4年生と中学校1年生に毎年配布して、ご活用いただいておりますので、そういったところで保護者の方、あるいは地域の皆さんだけではなくて、お子さん自身への、これは障害のあるなしにかかわらずになりますが、障害理解や、障害特性に基づいた配慮が進んでいけるといいのかなと考えております。

以上です。

高山会長：ありがとうございます。

これもずっと言っている件ですけれども、今、自立支援協議会のまさに向井委員が、子ど

も支援部会を専門部会でやっているんですけども、特別支援学校の先生たちと、何というんですか、話し合いをずっと夏休みに入った直後にやっているのですが。

やっぱり相談支援を、例えばお母さんやお父さんというか家族が来るわけですよね、相談に、基本的に。日頃、学校に行っているところから、新しくどこか違う場所に相談に行くというのは案外エネルギーがかかるわけですよ、顔も知らないから。

といったときに、学校ともっと連動していくようなシステムをつくったほうがいいんじゃないかと思っていて。学校の先生たちは分かっているわけですよね。学校の中の教育だけじゃなくて、生活のこともかいま見えているわけでありまして。

そこで連動させて、先生とそして、福祉が連動していく、相談につなげていくような、そういう仕組みをきちんとつくっていくことができるんじゃないかなと僕は思っているんですけど。

だから、教育のところの子どもたちの姿もそうですけれども、生活のことも分からないと先生たちはうまくいかないわけですよね。そのときにつなげていくことができたり、連動して一緒にやることができるんじゃないかというような仕組みづくりというのは、あり得るんじゃないかというふうには思うんですけども、ということをちょっと提案したいんです。

だから、先ほど泉田委員が言われたように、こういうことですよね。ほかの子ども支援部会も含め、こういうことを何かやっていかないといけない。これが計画になかなか落とし込むことが難しいという感じはしていますけれども。

そこはできるんじゃないかと思っていますけれども、システム化することは。どんどん増えてくれば、ある意味で、口コミで増えていきますよねということもあり得ると思うんですけどね。ありがとうございます。

どうぞ、平井委員。

平井（基）委員：すみません。文京区歯科医師会の平井です。

あまり有名じゃないのでご存じない方もいるかもしれませんが、この区役所の中に、区の委託を受けて障害者の歯科事業をずっと30年以上やっています。三十一、二年くらいかな。私、実は当初からずっと係で、今もずっと指導医をそこでやらせていただいております。

実は歯科の場合も、障害児で食べるとかそういうことを通して、結構相談の相手になっていると私どもではちょっと自負しているのですが、正直に申しますと、それを開業医でやるのは本当にいろんな意味で難しいのが事実なんです。

ただ、ここの施設ではそういうことを、正直、積極的にやらせていただいておりますし、

先ほど大井手委員がおっしゃった、30年後どうなるんだよというようなところですよ。当初から、そういう問題が起きることもずっと、私どもの障害者の医学部や歯学部でもそういう授業をしますから、30年後を考えてやろうというようなことをずっと当初から言われておりました。

もちろんそういう意味で、ご両親がお亡くなりになって、兄弟もいなくてというようなケースも、もちろん何例か見ております。ただ、そういう中でいろいろと相談に乗ってこられているのかなと。

ただ、実は、やっている時間も本当に少ないので、あまり区民の多くの方に還元はできていないんですけれども、小さいながらもそういうことをずっとやらせていただいております。

あともう一個、42ページ、防災・災害のところで、そういうときに薬や医療的ケアが確保できるのかが一番心配だと、半数近くの方がおっしゃっている。

それに対して、ここもちょっと手前みそになってしまうのですが、こういうことに関しては文京区が中心になって、私ども医師会・歯科医師会・薬剤師会は、実は文京区は結構仲がいいんですよ、自分たちで言うのもなんですが。

仲よくやっていて、こういう防災の会議についてもちょこちょこ、みんな一緒に出ております。そして、そういうのは文京区が中心になってちゃんと十分に準備はしているということを委員の皆様方が知っていただければ、ある程度安心していただけるのかなと思っております。

強いて言えば、細かいところはいっぱいあるんですよ。それは一般区民に対してなのであって、障害を持っている方々にどうやってそういう場合に、例えばこちらから確認に来てるのかとか、そのようなものは、障害者のところの部会で落とし込まなきゃならないのかもしれませんが、それ以外の一般的な形に関しては非常に、何というか、いろいろと議論させていただいております。

一番問題があるとするならば、東京都の基準です。これは、すみません、地震を想定して言っているのですが、震度6以上だと間違いなく全員招集が、ある程度、あなたはどこへ行きなさいというのが決まっているんですよ。医師会も歯科医師会も薬剤師会も。

それが、文京区だけ基準がきつくて、震度5強で一応招集がかかるようになっているけど、震度5強だと、どこかそういう避難所へ行くよりも、歯科の場合なんかは自分のところで、うちは応急処置できますよというような信号を出すほうが合理的でしょうか、そういうのを一生懸命に言っているんですけど、文京区さんの防災課は今のところ、5強を曲げてくれ

ないんです、今のところですけど。

検討はしますとは言ってくださっている。東京都が基準なんだから、一緒に合わせようよと一応は言っております。一応、参考に。

高山会長：重要な意見でしたということで、一つ整理していただければと思います。

歯科医師会の活動がずっと続いていますよねということで。

平井（基）委員：30年。

高山会長：30年続いていますよ、確かに。そこからまた相談につながる可能性だってありますよね、ということですよね。

食育の計画もありますよね、そこに何かつながっていく必要もありますよね、今の平井委員の発言が。ありがとうございます。

大井手委員：時間がないと思うので、最後になんですけども、明日を創る会の大井手です。

最後にもう一つあれなんですけど、成年後見人とそれからいわゆる相談というところの間のところなんですけどね。結局30年後に子どもが、両親がいなくなって、といったときに、誰が親代わりで親身になって面倒を見てくれるかというのが、今の高齢の親御さんたちの一番の心配ごとだと思うんですね。

恐らく入所施設、あるいはグループホームでも重度のところを受け入れてくれれば、そういったところの管理人とか支援員の方が、一番近いところでそういうことが分かる方だと思うんですね。

だけど、そういう方には後見をやる資格がないし、監査のあれで言えば、逆に不正もしやすいじゃないかということで、そういう規制がかかってしまうので、何か、後見まで行かなくても、もうちょっと親代わりになれるような介護支援体制というのを今後何か考えていけないかなというのをちょっと希望します。

以上です。

高山会長：そのところがあって、ただ、これも武長委員がいますからあれですけど、今年度、成年後見制度の大改革が行われていく形になりますが、何かありますか、情報は。

武長委員：公募委員の武長です。

今まさに、成年後見制度ががらっと変わって、今は後見・保佐・補助と3類型あるんですけど、補助だけにして全部オーダーメイドみたいな形で、付与していこうみたいな形になっています。

今、大井手委員がおっしゃったような、施設側が管理を事実上していたりみたいなところ

というのは、そういうのがあったらいいよねみたいな話は、代理権という契約を代わりにやったりする権利がないので、その状況だと。

やはり代理権を何らかの形で付与していくという仕組みは、その間に介在する必要があるだろうというところで、今まで、いわゆる包括的代理権ということで、何でもかんでも後見人がつくと後見人ができちゃうみたいな状況だったんですけども、やっぱりそこで結構、世論のいろんなご指摘もあったり、人権的なご指摘もあったりして。

必要なところに必要なだけ後見人がついて、後見人というか保証人か何かがついて、不要になったら辞めていただいてみたいことを柔軟にできるような体制になっていくので、今の現行の後見制度の体制にたどり着くまでの、ちょうどはさまの段階みたいなものも、その中でカバーできるようになるような形もあるのかなとちょっと思っています。

他方、障害の方ご本人が、判断能力が一定程度残存するような場合においては、僕自身もやっていますけども、専門家の中でホームロイヤーとか、あとは最近、ソーシャルワーカーでもホームソーシャルワーカーなんて動きもあったりしますけども、個人的に顧問契約みたいなものを結んで、その中で必要なサービスを入れていく。

例えば財産管理が必要であれば、それに財産管理付与したりとか、そんな形で必要なサービスを判断力の低下前に見れることができるような仕組みというのが、今いろんなところで検討されてきている状況かと思います。

以上です。

高山会長：これも結局、最終的には計画相談なんです。要するに、利用者の人たちは必ずサービスとつながっていますから。ですから、相談支援事業所の計画相談があるはずなんです。そこを中心とした成年後見制度を入れたチームで、どうしていくかとなるんですね。

結局、そのような相談支援体制を、きちんとつくっていくということをしていく必要があって、そういうのを成年後見制度が担っていく。あるいは成年後見じゃなくても、社協がやっている日常生活自立支援事業でもあり得る話だと思います。

ある意味、チームで本人の意思決定を支えていくという形をどうつくるかということは、主要な項目の中に書いてありますけど、より入れ込んでいかないといけないときに、今、武長委員が言ったように大改革がありますので、入れていく必要があるかもしれませんね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

泉田委員：すみません。ありがとうございます。公募委員の泉田です。

先ほどの家でくつろぐのところも含めてなんですけど、基本的に実態調査が、前も申し上げたような気がするんですけど、ADLとかIADL系の質問が多くて、何と云ったらいいんだろう、当事者の意向をちゃんと拾えているかどうかというところにやっぱり不安があつて。

満足度とかウエルビーイングみたいな指標を入れるのは難しいかもしれないし、意思表示とか意見表明の難しい方もいるから大変なのかもしれないんですけど、例えば3年前と比べてよかったかどうかとか、自分の生活上の希望が大いに達成されているとか全然達成されていないとか、何かそういう指標があったほうが、主観的な指標があったほうがいいのかないかという思いが若干ありまして。

例えば子ども・子育てのほうだと、子育て環境とか支援の満足度みたいなものを聞いたりするので、子育てでも主観的なものを聞いているので、こっちのほうでも聞いてほしいなという思いがあつて。

具体的には、何でしょう、ADL、IADL系の調査項目じゃなくて、満足度みたいなものを次の調査で聞けるように計画の中でもんでいきますみたいな形で、前回の計画で言えば第7章の辺りに、次回への宿題みたいな形で入れ込めるかどうかみたいなところがあつてもいいかなというふうに思いました。

それが1個と、それと関連して、32ページなんですけど、日常生活で困っていること、ごめんなさい、ちょっと聞き漏らしたのかもしれないですけど、一番上の「将来に不安を感じている」というのが、令和4年だと46%、今回37.8%で、10%ポイントぐらい改善しているんですよ。

コロナが終わって、みたいなのところもあるかもしれないんですけど、こういう不安を感じなくなっているということは、多分いい方向に来ているのかなと思うんですけど、さっきの話で言えば、もうちょっと項目を増やして、主観的な満足度みたいなものを聞きたいという話と、今回のこの「将来に不安を感じている」というのが減った。何で減ったんだろうというところを2番目の質問として、分かる範囲で教えていただければと思います。

障害福祉課長：ありがとうございます。

まず1点目の計画への書き込みを、次回の実態・意向調査への宿題のようなものが盛り込めるかどうかというところは、少し区でも検討させていただければと思います。全体のバランスとの兼ね合いもありますので、必ず盛り込みますというのは、お約束はできないのですが、一旦ご意見として受け止めてをさせていただければと思います。

また、確かに泉田委員のご指摘のとおり、ポイントとしては、3年前と比較すると、将来の不安が減っております。正直なぜなのかというところまでは、分からないところではあります。

ただ、例えば障害理解の部分であったり、あるいは地域の社会資源の整備だったりとところが、まだ皆さんが望むとおりの状況にはなっていないと思いますが、少しずつ、直近何年間で進んでいるのかなと感じておりますので、そういったところがこの結果に反映されていればいいというのが願望といいますか、受け止めてございます。

以上です。

高山会長：そうですね、その辺のところの何か指標が見えてくるといいですね、確かに。ありがとうございます。それも整理できるかどうかをちょっと検討してください。

ほかにはいかがでしょうか。なければ、13ページなのですが、これは文京区の調査でも特徴的で、ほかの区も同じような調査をやっているのですが、文京区は特にこれをやっているんです。それは、精神疾患の方の長期入院なんですよ。長期入院の方に調査している、この結果なんですよ。

13ページを下へ見ていくと、長期入院で退院の「希望有り」が37.7%ありますね。「希望無し」が32.1%ということは、病院の中で社会的入院を続けるということを希望しているなんて、あり得ない話だと僕は思っているんですね。

希望なしなら、何にもやらないでいいかという話になっちゃうわけですよ。逆に言うと、希望ありの人にとって、どのような支援があると長期入院から住み慣れた文京区に帰れるかということになるわけですよ。

ここに非常に重要なポイントがあるんじゃないかということ。この調査、あまりしてないんですよ、ほかの区では。これは重要なことだと思います。文京区で、住み慣れたところで暮らせるというのが大切です。

同じように、上に行くと、特に知的障害の都外施設なんですよ、区外施設。入所施設は山崎さんのところのリアンしかないですよ。区外、都外、ここも調査へ行ったんですよ。青森、それから山梨、私は行ったんですよ。

行ったんだけど、もうそこに10年、20年も生活しているから、もうここがいいと言っているのですが、帰りたいという人がいるということも事実なんですよ。この声が全く、何というか、把握されてこなかったということなんですよ。

地域移行と言っているじゃないですかというときに、特に東北に3,000人いるんですよ、

東京都民が。措置されたままなんです。文京区も100人ぐらいいますよね、都外施設にいる人たち。その人たちをどうするのかというのは極めて重要で、どこの区も手をつけていないパンドラの箱になっています。

だから、文京区は調査をやったからには、ここをどうしていくのかというのが極めて重要で、これは逆に言うと、親亡き後は全部都外施設になりますから、そうですね。こういうことになりかねないわけでありまして、この調査の結果というのは、極めて重要な位置を占めるんじゃないかなと思います。

特に、長期入院の「希望無し」ということに関して、紺野委員、どうですか、この結果を見ていただいて。

紺野委員：本心じゃないとは思いますが。

高山会長：本心じゃないと思いますよね。どういう支援があるといいなと思いますか。なかなか家に帰ってくることが難しいわけですよね、ということをおっしゃっている人は多いと思うんですよね。

紺野委員：私、家族会なので、家族の立場ですと、こんな言い方をしたらあれなんですけども、親御さんはそばに置きたいとか思っていると思うんです、本心は。でも、親がいなくなった後は、兄弟はかなり厳しいと思います。

高山会長：そういうことなんですよね。

紺野委員：だから、言いたくても言えないとか思って、言っていないんじゃないかなと。

高山会長：簡単に単純ではないということですよね、いろんな思いがここにある。

紺野委員：そう思います。本当に複雑なので。

高山会長：この辺り、若狭委員、どうですか、感じることはありますか。これは全国的な問題ですよね。

若狭委員：この話と通じるかちょっとよく分からないですけど、前に入院施設に見学に行つて、長期入院されている方にお話を聞いたときに、私がすごく驚いたのは、駅まで歩けないんですとおっしゃって。

院内を歩くことはできる、平らで何も無いところは歩くことができるんだけど、退院するとなると、駅まで、私たちの体力では段差があつて、そういうことから出るのが怖いとおっしゃって。

入院していない私からすると、そういう発想はなかったので、何かそういうところから不安とか怖いとか、守られた今の環境がいいとか、そういうのでおっしゃる方もいるんじゃない

いかなとちょっと思いました。

高山会長：長期ですからね、長期に病院という限られた空間の中でずっと生活していると、ホスピタリズムじゃないけど、そういう感覚になり得ますよね。ただ、アンビバレントなんでしょうねと感じますよね。

知的障害はどうでしょうか、山崎委員。

山崎委員：まさしく令和8年度から意思決定支援というのが義務化されましたので、これから、文京区の障害福祉課の担当の係長とも話をしておりますが、いろいろ地域移行に関する聞き取りを行っていくというところで。

また、ご本人は、意思をきちんとお伝えできない方のほうが多いですので、その聞き取りをどう進めていくかというのが課題ですし、ご家族の皆様も、やはり地域移行という言葉へのアレルギーがあって、施設から出されちゃうんじゃないかみたいなお話とかも出てくると思いますので、その辺りはご理解いただくような学習会をやったりですとか。

先ほどの武長先生にはリアンに去年来ていただいて、成年後見というと、やっぱりちょっと拒否があるご家族に対して、リーガルサービスということで遺言状の書き方だったりとか、財産を残す方法だったりとか、先ほどもお話がありましたけど、自分の専属の相談先として弁護士さんをというところで。

施設移行とか、そういったところの相談とかも含めた、いろいろ、先ほどの高山先生のほうからの相談の連携というところ、それにも全てつながってくるのかなというふうに感じておりますので、より相談支援体制というところも、リアンとしても計画相談だけではちょっと解決できないところもありますので、ますます重要性を感じております。

高山会長：ありがとうございます。

そういう意味では、意思決定のところも盛り込んでいくというのはありますね。包括的には入るんだけど、今日、皆さんの意見で、ここにグラデーションができてきたような気がしますので、もう一度整理したいなと。

どうぞ。

武長委員：武長です。

今日、計画の案が出来上がってからいろいろしゃべろうと思ったので、ちょっと黙っておこうと思ったんですけど、高山先生がスルーパスを出してきたので、そこに乗っかってお話しさせていただきたいんですけど。

13ページ、さっき先生が指摘されたところなんですけど、希望なしで終わっちゃうのは、

聞き方の問題とかもいろいろあると思うんですけど、それで終わっちゃうと本当にそれだけの議論になってしまうので、むしろここからスタート地点なんだろうと思うんですね。

やっぱり精神障害とかも、教科書とかを普通に勉強すると、希望なし、退院を別にしたいと先ほどおっしゃっていましたが、外の世界を離れちゃうと、なかなかエンパワーメントが必要だよねということは多分、専門職の共通認識だと思うんですけど。

そこについて、今後いろいろ案を次回までに出していただくと思うんですけど、その中に、ここに対してどうアプローチするのかというのをせっかくアンケート結果があるので、やっていったらいいんじゃないかというところが1点。

あともう一つは、顕在的にしっかり希望を出せている方、希望ありの方がすごく、割と37.7%いるわけですけど、これを何の数字から取ってきているかという実態・意向調査から取ってきているということで、実態・意向調査の本物のやつを、ちょっとさっきスマホでずっと見ていたんですけど。

その中で、入院の状況というところで、お医者さんの判断から受入れ条件が整えば退院可能だという方が49.1%もいるという意向調査が出ていて。そうすると、希望ありの中に、受入れ体制が整えば退院可能だという人が何%いるのかという話が内訳としてかなり気になっていて、個人的には。

もしそれが、本人も希望しているし、環境さえあれば、医療的にも全然外でやれるはずなんだけどみたいなことがデータとしてあるのであれば、そこに対して何でアプローチができなくて、外にちょっと行けない、何が障害になっているのかというところをちょっと探求していただいて、後で調査していただいて。

そこに対して何か事業とか打つ手がないかなというところを、個人的には次回の案を期待しておりますので、次回いろいろご質問させていただこうと思っていますので、お楽しみということでよろしくお願いします。

高山会長：ありがとうございます。

ちょっと時間なので、何か、課長ありますか。どうぞ。

保健対策担当課長：ありがとうございます。

長期入院者の調査ですが、昨年度、文京区民で1年以上入院している方の数の把握はできたところでは。

今、高山先生や武長委員がおっしゃってくれたように、今後職員が個別に訪問しまして、退院希望ありの方はその内容について聞き取りをしますし、退院が難しい状況の方も、どう

いう状況であれば退院が可能かといういろいろな要素を個別に確認をして、~~それを~~地域づくりに今後活かしていけるような仕組みをつくっていきたいと考えております。

量的調査の続きで質的調査を少しずつ今年進めて、この場でもご報告したいと考えておりますので引き続きよろしくお願いいたします。

高山会長：よろしくお願いします。

武長委員：ありがとうございます。それへの対策が実務者連絡会の開催回数とか、何かそういうのじゃなくて、具体的な案として計画として策定されることを祈っておりますので、よろしくお願いします。

高山会長：権利擁護部会でも取り上げていただくといいかもしれないね。

どうですか、山口委員。何かあと1個あるなら聞いても、あとちょっと時間がなくなってきましたが。

山口委員：大本の報告のほうには細かい内容も書いてあるんですけど、先ほどご指摘があったように、問題が特にないか困っていないという方たちの中にも、知的障害の方は状態がよく分かっていないとか、ほかの状態を体験したことがなくて想像できないというところがあって。

本当に問題がないわけではなくて、本人に聞くと、そういうふうに答えるという場合があるので、問題ないからオーケーというふうに解釈はできないと思います。

高山会長：じゃあそこは、単純なようでも項目のところでちょっと深掘りしていきましょうということですね。

松岡委員、いかがですか。

松岡委員：今まさにおっしゃったとおりで、私の息子は一回就職をして、結局、解雇になったんですね。そのときには本人は、何か会社で問題あるかと聞いたら、何も問題ないと答えていました。だから、アンケートを直前に取ったらば、多分、問題ないと答えた一人だったと思います。

ところが、企業の側がやっぱり問題があって、解雇になっちゃったということなんですね。ですので、おっしゃったように、アンケートの処理の方法であるとか、そういう方法論もさることながら、彼らのアンケートがどういうものなのかという質的なものを少し考えなければいけないのかなというふうに、先ほど思いました。

高山会長：ありがとうございます。

ぜひ送っていただいて、またそれぞれのお立場で結構ですので、読み込んでいただくと

ということをしていただきたいと思います。

内藤委員、何かもしあれば。

内藤委員：内藤です。

このような会に初めて参加して、皆さんが本当に熱心にご発言して、前向きに検討しているなというふうに感じました。私のほうも民生委員として、いろんな障害者施設のところに見学に行ったりして、いろいろな地方のほうも行かせていただいたりしているんです。

それで、あるところに行ったときに、やはり文京区から来ている対象者の方がその施設にいらっしゃいまして、その地域に担当している民生委員の方が、何々ちゃんだわ、みたいな感じで声をかけて、とてもうれしそうにしておりました。

やはりその施設で、自分を、何というのかしら、受け入れていただいているので安心して暮らしている。そのような状況を把握すると、そういうところで生活するのも、やはり障害のある方にとってはいいのかなと思いますし、このアンケートを見ると、長期施設入所している方であっても、希望を持って地域に帰りたいということであれば、それに応えていく、そういう文京区の体制づくりを目指していってもらえれば、なお一層ありがたいのかなと思います。

以上です。

高山会長：ありがとうございました。

ちょっと時間が来ましたので。貴重なご意見ありがとうございました。事務局、整理するのが大変かもしれませんが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

では、その他ということで、事務局にお返しします。

障害福祉課長：いろいろとご意見ありがとうございました。

次回の障害者部会では、本日ご確認いただいた現状などを踏まえて、新しい計画の体系や計画事業の案をお示しさせていただく予定となっております。次回も含め、今後のスケジュールをご説明させていただきますので、参考資料をご確認いただければと思います。

第2回の障害者部会は、7月6日の月曜日を予定しております。申し訳ございません、会場の都合で6日の月曜日の、時間が14時からしか取れなかったものですので、夕方はご都合が悪いという方も伺ってはおりますけれども、7月6日月曜日の14時からとなっております。

次回の障害者部会では、今の計画の、先ほどPDCAの話も出ましたが、実績の報告をさせていただいた後で、新しい計画案のほうをお示しさせていただき、案に対してご意見をいただきまして、いただいたご意見を必要な形で反映して、第3回と第4回で中間のまとめの検討を

進めていく予定になっております。

事務局からのご案内は以上でございます。

高山会長：それでは皆さん、よろしいでしょうか、ほかには。

分かりました。

ちょっと時間を過ぎて申し訳ありませんでした。それでは、第1回文京区地域福祉推進協議会障害者部会、これで終了といたします。どうもありがとうございました。

以上